

川西市芸術・文化施設の使用許可及び使用料減免等事務取扱規程

(趣旨)

第１条 この規程は、川西市芸術・文化施設の使用許可及び使用料減免等事務に関する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第２条 使用許可申請書の受理は、川西市芸術・文化施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）第４条第３項の規定に基づき行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときとは次のとおりとする。

(１) 川西市及び川西市教育委員会が主催事業で使用するとき。

(２) 条例第１４条に規定する芸術・文化施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)が主催事業で使用するとき。

(３) みつなかホールのホール以外の部屋について、ホールと併用して使用するとき。

(４) 文化会館の大ホール以外の部屋（ただし、中央公民館との複合施設部分を除く）について、大ホールと併用して使用するとき。

(５) 全国的なコンクールなど早期に日程を確定しなければ開催に支障をきたす恐れがある場合で、指定管理者が必要と認めたとき。

(使用の制限)

第３条 条例第４条第５号の市長が不適当と認めるときとは、物品販売、飲食を主たる目的として施設を使用する場合等使用目的及び内容が、施設の設置目的である芸術・文化の振興と福祉の向上の寄与に合致しないと認めるときとする。ただし、文化会館内のレセプションルーム及び第１・第２文化セミナー室については、飲食を主たる目的として使用することを認めるものとする。また、物品販売であってもチャリティバザーなど慈善目的であり、催しによる収益の全額を寄付する場合は、使用することを認めるものとする。

(使用料の徴収)

第４条 芸術・文化施設の使用料は前納を原則とするが、使用者から後納したい旨の申し出があった場合で、指定管理者が特別の理由があると認めた場合においては、使用料の後納を認めるものとする。

なお、条例第５条別表備考第２号に規定する入場料等加算免除に係る市長が特別の必要があると認めたときとは、使用者が１人２，００１円以上の入場料その他これに類するものを徴収する場合のうちで、当該催しを公益事業又は慈善事業として実施する場合等、公益目的に施設を使用することが明らかな場合をいう。

(使用料の減免)

第5条 施行規則第8条第1項第2号イに規定する特に市長が認めるときとは、以下の基準を原則とし判断するものとする。

- (1) 川西市及び川西市教育委員会(以下「川西市等」という。)が後援する行事を主催する団体等が使用する場で、特に川西市等が減額する必要があると認めたときは、5割減額とする。
- (2) 川西市等が減額する必要があると認めた団体が、特定の目的で使用するときは、5割減額とする。
- (3) 川西市教育委員会に属する教育機関である小中学校等において、学校活動として活動している団体が使用する場で、学校長等から減額の申請があったときは、5割減額とする。
- (4) 学校教育法に定める学校(国公立を除く。)が学校行事として芸術・文化事業に使用するときは、3割減額とする。
- (5) 文化会館大ホールを使用するにあたり、レセプションルームを楽屋として使用するときは、5割減額とする。
- (6) 指定管理者が減額する必要があると認めた場合で、市長の承認を得たときは、3割又は5割減額とする。

(使用料の還付)

第6条 施行規則第9条第1号の市長が相当の理由があると認めたときとは、使用の取消し又は変更の理由が、社会通念上、客観的にみて合理的かつ妥当性があると認められたときとする。

(その他)

第7条 この規程に規定するもののほか必要と認める事項は、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。